

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和七年十月三日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年四月二十二日奈良県指令中土第五七一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年九月二十四日中土第七七一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字大福八四三番五及び八四六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地

株式会社ハウズドゥ・ジャパン 代表取締役 市田真也